

成年後見センター もりおか通信

第4号

平成23年3月31日
発行

盛岡市大通 1-1-16 (岩手教育会館6階)
特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか
発行人：理事長 石橋乙秀

会員の皆様、このたび大震災により被災されませんでしたでしょうか。
被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。
いま、被災地では障がい者等の方々の避難、支援等のあり方が指摘されております。
当法人は、こうした問題を障がい者への支援を考える機会ととらえ、一層しっかりした
体制づくりに取り組んでまいります。

なおざりにできない日常生活の中の 一つひとつの判断 ～成年後見人を見つけよう～

理事 高橋 安夫

知的障がい者が自立して生活できていくには、援助者が必要です。

私たちの成年後見センターもりおかは、「物事を判断する能力が十分でない」方の権利を守る援助者をお引受けして、法律的に本人を支援していく成年後見事業を行っています。知的障がい者の援助者役として成年後見人等をお引受けして、「本人に代わって契約をしたり、本人が誤った判断で契約をした場合に取り消すなどして、本人を保護し、その利益を守っていく」仕事です。

盛岡市内には、知的障がい者が1、739人（療育手帳の所有者、平成21年3月現在）おられるといわれています。成人となっても親族の協力、援助のもとで生活をされている方が多いと思われます。中には全く身寄りのない方がおられると思われませんが、キチンとした援助の手が必要です。

いま、本法人は、盛岡家庭裁判所から選任されて、知的障がい者4人の方（下表のとおり）の成年後見人等をお引受けしています。半数が身寄りのない境遇の方々です。

成年後見業務に関わって感じることは、日常生活の中には、法的な契約、手続きなどで、本人の判断が必要な場面が実に

多くあるということです。当然のことながら、その一つひとつが自立した生活ができていくうえで決してなおざりにできないものばかりであるということです。「このことは、自分はこのようにしたい」とはっきり意思を表す方もおられ、言葉で上手に言えなくとも「誰もが自分のことは自分で決めたい」と思っているに違いありません。「社会経験不足」「情報不足」等を補って、本人の判断を支え、生活をコーディネートしていくことが成年後見人の役割と考えます。

私たちは、成年後見制度をもっと多くの方に活用を促したい、そして成年後見人をつけて欲しいと呼び掛けています。今年度から、本法人は「いわてNPO基金」の助成を受けて、制度の活用を促していく成年後見相談を行っています。これまで20件を超える相談が寄せられています。相談は時間を限らずに、しかも何度でも相談者の事情がよく理解できるまでお聞きしています。そのうえで、相談内容によって、弁護士や関係する機関へ繋いで解決を依頼しています。また、成年後見人をつけたいという方には、裁判所に提出する書類の作成に負担感がないよう事務作業のお手伝いもしています。

更に、本法人を成年後見人等として希望される場合には、その相談にも応じています。

成年後見センターもりおかは、知的障がい者が親亡き後にあっても自立して生活ができていけるよう「成年後見人を見つけよう」を目標にして、福祉施設、親の会や父母の会等への呼びかけをしております。

【成年後見人をお引受けしている4人の方の状況および支援をしている業務】

後見等の区分	性別	年代	生活の状況	主な支援業務
後見	女	50歳代	福祉施設生活	預貯金管理、施設利用料等支払、医療契約、個別支援計画等の同意
保佐	女	20歳代	福祉施設生活	財産管理、貸借契約管理
後見	男	50歳代	福祉施設生活	預貯金管理、施設利用料等支払、身上監護
補助	男	30歳代	在宅生活	重要な財産行為に関する同意

※「後見」「保佐」「補助」によって成年後見人等に与えられる権限の範囲があり、行う業務が異なります。

『申し立て』は、高額で複雑？

齊藤芳弘

成年後見制度を利用するための第一関門は、『申し立て』です。「申し立てには、多額の費用を必要とし、書類や手続きが複雑。」と思われる方が多いようです。

それは間違いです！

確かに無料ではありませんし書類も必要です。しかし**高額ではありません**し、必要な書類もあまり苦勞無く揃えることができます。

改めて**成年後見制度利用の流れ**を見てみましょう。

① 家庭裁判所への申し立て

② 家庭裁判所の審査と決定

③ 制度の利用開始

必要書類を揃え必要経費を家庭裁判所に提出（申し立て）しますと、書類に基づき審査が進められます。やがて家庭裁判所職員による本人（被後見人）との面接が終わると、間もなく後見開始の審判書（審判は裁判官が行いますが、裁判官との直接のやり取りはありません。）が届き、いよいよ成年後見制度利用が始まります。この流れは、「保佐」、「補助」ともに同じです。

申し立ての『書類』について

① 本人（成年後見が必要な人＝被後見人）に関する書類

- ・ 戸籍謄本と住民票＝役所、役場で交付を受ける。
- ・ 障害者手帳、療育手帳＝手元にあるものをコピーする。
- ・ 診断書＝主治医などに作成してもらう。（裁判所の定型診断書）
- ・ 財産のある方＝預貯金証書のコピー、固定資産の評価書等
- ・ 負債のある方＝借用書等のコピー
- ・ 収入のある方＝年金証書や給与明細のコピー
- ・ 支出のある方＝施設利用料等のコピー

以上が主なもので役所で交付を受けたり、手元の書類をコピーすることで、そう難しくなく揃えることができます

② 申立人が作成する書類

- ・ 申立書
- ・ 質問票 1 及び 2（後見人になる方が作成）
- ・ 親族関係図
- ・ 誓約書（後見人になる方が作成）
- ・ 財産目録と本人の収支予定表

これらの書類は、全て裁判所定型の様式で内容も複雑ではありません。必要でしたら当法人（成年後見センターもりおか）が作成のお手伝いをいたします。

誰が申し立てるのか

家族または親族が申し立てる事例が多いようですが、家族・親族が不明等の場合は市町村長が申立人となります。また保佐・補助の場合、本人が申し立てることもあります。

申し立ての『費用』について

収入印紙 800 円、登記印紙 2,600 円、郵便切手 3,550 円。以上合計 6,950 円です。この他は本人が用意する医師の診断書は通例 5,000 円程度です。尚事例によっては鑑定書が必要になる場合がありますが、これには数万円かかります。

以上のように、費用は、診断書代を含めても 11,950 円程度ですし、書類作成も難しいものではありません。当法人が作成のお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

..... 次回予告！裁判所の敷居は高い？

「発達とこころの相談室“つくし”」について

相談員 加藤義男

昨年5月から、「NPO 成年後見センター」の事業のひとつとして「発達とこころの相談室 “つくし”」を後見センター内に開設しています。ここでは主に、相談活動と研修活動の2つを行っています。

○相談活動

発達面・心理面で様々な課題をかかえている子ども・若者及びその保護者の方の相談の場として設置し、相談員である私が臨床心理士という立場にたったの相談にあたっています。ご支援できることの範疇を超えている問題については、他機関の紹介等をおこないます。平日は「NPO 成年後見センター」の業務が行われていますので、相談日は土曜日と日曜日をあてています。

この3月現在、7名の方とお会いしています。小学生2人、中学生1人、高校生以上4人。本人のみとの面接2人、母親のみの面接2人、親子で来所3人。主訴は、発達上の課題、学習上の課題、社会適応上の課題などさまざまです。

当面の課題は、お受けできる人数がある程度限られており、限度があるということですが、その場合には他機関とも連携しあって無理のないように対応していきたいと考えているところです。

○研修活動

研修活動も「相談室 “つくし”」の大切な取り組みです。平成22年度は、昨年10月から今年の2月まで月一回、連続5回の「発達支援勉強会（第一期）」を開催しました。

これは、「相談室 “つくし”」と「幼児・児童期の発達障がいを考える会」の共催で、保育園・幼稚園の先生方との勉強会として実施したもので、「考える会」世話人4人と保育園・幼稚園の先生方7人の計11人が参加して、金曜日の夕方の1時間半、事例研究を中心に行いました。有意義だったという参加者の声もありましたので、平成23年度も（第二期）として継続実施したいと考えています。

これ以外にも、今後、発達支援や子ども・若者支援にたずさわっている方たちとの事例検討会やら学習会等を実施していきたいと考えています。

○成年後見とのかかわり

今後、成年後見でご相談にこられる方の中で、「相談室 “つくし”」での相談が必要な方もいらっしゃるかもしれません。また、「相談室 “つくし”」の相談者のなかで、成年後見についての主訴をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。このことから、「NPO 成年後見センター」の事業のひとつとして「相談室 “つくし”」が存在し、両者が連携しあってすすめることに大切な意味があるように思っています。

(2011. 3. 23)



ありがとうございます

平成23年度に活動資金として
いただくことが決まっている助成金

- ・特定公益信託いわてNPO基金助成金 440,000円
- ・岩手県福祉基金助成金 171,000円

ニュース

「選挙権喪失は違憲」と提訴

「成年後見人が付くと選挙権を失う公職選挙法の規定は法の下での平等などを保障した憲法に反する」（毎日新聞2011年2月4日）として、茨城県牛久市の48歳の女性が、国へ選挙権があることの確認を求めて東京地方裁判所に提訴しました。

成年後見センターもりおかは、選挙権を失うということ予ねて問題視していました。この提訴の成り行きに注視しています。

絆～成年後見制度の 必要と活用の間～

佐々木 全

私は、知的障害や発達障がいのあるお子さんや青年たちとかかわる活動をしています。その中で出会った一人の青年からメールが届きました。東日本大震災に見舞われた数日後のことです。「停電でしたけれど、僕は何とかやっています。先生は大丈夫でしたか?」と。頼もしく、そして気遣いある優しい青年になりました。震災による心痛の中にいた私は、彼との絆に支えられた思いがしました。

彼が親元を離れ隣県で大学生活を送りはじめ1年が経とうとしていました。ときどき私は、彼ら青年たちがどのような暮らしをしているかと思いを巡らせることがあります。実生活の中には、複雑で面倒な手続きや、時に巧妙な駆け引きを要する場面もあります。財産管理は端的な例です。給与、年金、納税、口座の管理、支払い、それらを含む日々の生活設計など。中には私にとっても煩わしく思えるものもあります。

これらの判断に困難がある人のサポートとして、成年後見制度があると聞きました。私がかかわってきたお子さんや青年たちの中にもこの制度を必要としている、あるいは、今後必要とするかもしれない人がいます。その人の日々の暮らしに思いを巡らせつつ、ここでは成年後見制度について、一市民の思いを記します。

私はこの制度が二つの効用によって、その人の安心

で生きがいある暮らしを保障するものであってほしいと考えています。一つ目は、その人の財産が適切に守られたり、生活に欠かせないサービスを適切に得られたりして安心できること。二つ目は、その人の生きがいのため十分に活かされることです。これらについて、一つ目のことだけが重視され、単に守る、管理をするという発想に終始してはいけない、私は思っています。これは、安心という必要最小限の効用です。安心ある暮らしを基盤としつつ、是非とも二つ目のこと、生きがいある暮らしを必要最大限に志向してほしいと思うのです。そのために、後見人（勿論、私のような活動を共にする者も同様ですが）は、その人の思いを察し、汲み取り、必要なときには適切な方向性を提案するようなかかわりを大切にしたいと思います。

言うまでもなく、その人の人生は、その人自身が主体となるべきものです。私たちは、それを管理するのではなく共に生きながら支えたいと思います。私たち自身も生きる主体であるからこそ、その人の思いを察し、汲み取ることができずはすです。そのような些細な営みが、絆としての相互のつながり、かかわりとなるでしょう。制度を必要とする人と、それを活用する私たちの間は、絆によってつながっていてほしいと思います。

冒頭の逸話を思い返すと、絆は双方向性のものだと気づきます。彼の支えになりたいと考えていた私が、彼に支えられることもあるのです。嬉しく、ありがたいものです。

【いわて高機能広汎性発達障害の人を支援する会
(エブリの会) 世話人】

『地域へ奉仕の心から』

支援員 武藤 久

立派なことは出来ないが、何か役立つことがないかと考え地域の有志へ呼掛けてボランティア組織を立上げ高齢者、障がい者への福祉を目的に活動に取り組んでおりました。

そつしたときに、なんと過去に仕事上で種々ご指導いただいた方々が本県初の「成年後見センター」も「おか」オーブンの新聞記事が目飛び込んできました。

それまでは、成年後見制度についてまったく意識したことはありませんでしたが、過去にお世話いただいた方を頼りに自分の知識向上となんらかのかたちで人様のために支えになることでもあればと考え「成年後見センター」も「おか」へ入会を決意いたしました。

現在は、月に数回、相談等を受けるために事務所へ出ておりますが、正直なところ一人で居るときは、難しい相談は先輩の方が居るときに来てほしいと「つぶやき」過しております。このような不安から早く立ち上がり悩んで来られる相談者へ胸を開いて積極的に相談などを受けることが出来るように努力してまいります。